

調布市条例第 1 号

調布市受動喫煙防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守るとともに受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する啓発及び教育を行うことにより、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 他人の喫煙により発生した煙又は蒸気にさらされることをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙又は蒸気を発生させることをいう。
- (4) たばこ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこのうち、喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、受動喫煙の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による施策の実施に当たり、国、東京都その他の関係団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、前条第 1 項に規定する市の施策に協力するよう努めなけ

ればならない。

2 市民等は、受動喫煙を生じさせないように努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等（市内で事業活動等を行うものをいう。以下同じ。）は、第3条第1項に規定する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、その事業活動等の場における喫煙から生ずるその周辺の受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市立施設における喫煙の禁止)

第6条 何人も市立施設（市又は市の委託等を受けたものが管理する庁舎、学校、児童福祉施設、公園その他の施設をいう。ただし、市長等が定める施設を除く。以下同じ。）において喫煙をしてはならない。

2 市長等は、市立施設においてやむを得ず喫煙を許可する必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の者への影響等を考慮したうえで当該市立施設における必要最小限度の範囲を指定して喫煙を許可することができる。この場合において、当該許可した市立施設及び範囲並びにこれらの周知方法等については、市長等が定める。

(路上等喫煙禁止区域の指定)

第7条 市長は、多数の者が往来し、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める路上、駅前広場その他規則で定める場所を調布市路上等喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(禁止区域における喫煙の禁止)

第8条 市民等は、禁止区域において喫煙をしてはならない。

(禁止区域の指定の変更等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域の指定を変更し、又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(指導及び命令)

第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、喫煙の中止を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わなかった者に対し、喫煙の中止を命ずることができる。

(路上等喫煙防止指導員)

第11条 市長は、前条の規定による指導及び命令を行うために必要があると認めるときは、調布市路上等喫煙防止指導員(以下「指導員」という。)を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、指導員について必要な事項は、規則で定める。

(子どもの受動喫煙防止)

第12条 市民等は、子どもに受動喫煙を生じさせないように、市内に所在する学校(大学、短期大学等を除く。)及び児童福祉施設並びにこれらに準ずる施設として規則で定める施設の敷地に隣接する路上において喫煙をしてはならない。

2 喫煙をする者は、通学路において子どもに受動喫煙を生じさせないように配慮しなければならない。

(啓発及び教育)

第13条 市は、市民等に対し、受動喫煙の防止及び禁煙を図るための啓発を行うものとする。

2 市は、市立の小中学校の児童・生徒に対し、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する教育を推進するものとする。

(過料)

第14条 第10条第2項の規定による命令に従わなかった者に対しては、2,000円の過料を科する。

(調整規定)

第15条 第8条の規定と第6条第1項及び第12条の規定とが重複して適用される場合は、第8条の規定を優先して適用する。

2 第6条第1項及び第12条第1項の規定と同条第2項の規定とが重複して適用される場合は、第6条第1項及び第12条第1項の規定を優先して

適用する。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第10条第2項及び第14条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 第10条第2項の規定による命令（市長が指定したたばこの喫煙に係る命令に限る。）に従わなかった場合については、前項ただし書に規定する日から当分の間、第14条の規定は適用しない。